

## 議案第124号

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年9月4日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市火災予防条例の一部を改正する条例

川崎市火災予防条例（昭和48年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第14条の2第1項第3号中「雨水」を「その筐体<sup>きょう</sup>には、雨水」に改める。

第16条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第16条第3項を次のように改める。

- 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置

に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。) にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第16条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第14条の2第1項第3号」に改める。

第62条第11号中「蓄電池設備」の次に「(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)」を加える。

別表第3中

「

気体	不燃以外	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリド付 こんろ、キャネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14キロワット以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)
			据置型 レンジ	21キロワット以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)

燃 料	不 燃	開放式	組込型 こんろ ・グリ ル付こ んろ・ グリド 付こ んろ、 キャ ット 型こ んろ ・グリ ル付 こん ろ ・グリ ド付 こん ろ	14キロワット以下	80	0	—	0
			据置型 レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
			使用温度が 800度以 上のもの	—	250	200	300	200
		上記に分類さ れないもの	使用温度が 300度以 上800度 未満のもの	—	150	100	200	100
			使用温度が 300度未 満のもの	—	100	50	100	50

」

を

「

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型 コンロ ・グリ ル付 コン ・ド グリ 付 コン ・ビ ット ン グ 付 ル 付 コ ン ロ	14キロワット以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)
				据置型 レンジ	21キロワット以下	100	15 (注4)	15	15 (注4)
		不燃	開放式	組込型 コンロ ・グリ ル付 コン ・ド グリ 付 コン ・ビ ット ン グ 付 ル 付 コ ン ロ	14キロワット以下	80	0	—	0
				据置型 レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30

上記に分類されないもの	使用温度が800度以上のもの	—	250	200	300	200
	使用温度が300度以上800度未満のもの	—	150	100	200	100
	使用温度が300度未満のもの	—	100	50	100	50

」

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及び蓄電池設備（改正後の条例（以下「新条例」という。）第16条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項の規定の適用を受けるものを除く。）をいう。次項において同じ。）のうち、新条例第14条第1項第3号の2（新条例第11条の2第1項及び第3項、第14条第3項、第15条第2項及び第3項並びに第16条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）に定める基準に適合しないものについては、同号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている蓄電池設備のうち、新条例第16条第1項に規定する構造に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第16条第1項に規定する蓄電池設備（改正前の条例第16条第1項に規定する蓄電池設備に該当するものを除く。）のうち、この条例の施行

の際現に設置され、又はこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、新条例第16条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備に係る基準を改めること等のため、この条例を制定するものである。